

2023. 6. 21

吉田町と「遺贈に関する協定」を締結

静岡銀行（頭取 八木 稔）では、相続関連サービスの強化を目的として、吉田町（町長 田村典彦）と「遺贈に関する協定」を締結しましたので、その概要をご案内します。

なお、遺贈に関する協定の締結は、浜松市、浜松医科大学、日本赤十字社静岡県支部、READYFOR ㈱、島田市に続き、今回で6例目となります。

1. 締結日 6月21日（水）

2. 締結の背景、目的など

○高齢化社会の進展を背景に、相続に関する相談が増加するとともに、お客さまのニーズが高度化・多様化するなか、静岡銀行では、お客さまの意向に沿った円滑な手続きを支援するため、相続関連サービスの強化に取り組んでいます。

○こうしたなか、「人生最後の社会貢献」として、遺産の全部または一部を公共団体等へ贈与する「遺贈」について、吉田町と協定を締結しました。

○本締結により、吉田町への「遺贈」を希望されるお客さまに対して、その想いを確実な形として実現できるようお手伝いさせていただきます。



締結式(6月21日)

3. 紹介スキーム

